

令和3年1月14日

市立学校児童生徒の保護者 様

川西市教育委員会

緊急事態宣言発出に伴う感染防止対策の徹底について

寒冷の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、関東4都県に加え、兵庫県を含む、新型コロナウイルスの感染者が急増している7府県においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われました。

つきましては、今後、感染防止対策により一層取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校運営を推進するため、当面の間、下記のことについてご協力をお願いいたします。

この措置は令和3年1月15日より実施いたします。

記

1. 同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は、その家族の症状が治まるまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とします。判断が難しい場合は、地域の医療機関(かかりつけ医等)への相談もご検討ください。なお、その際については、学校にご連絡いただきますようお願いいたします。留守家庭児童育成クラブについても、同様とします。
2. 出席停止等の期間中について、学校との連絡方法や学習支援については、お子さまの体調等に応じて、学校ともご相談いただきますようお願いいたします。
3. 不要不急の外出を自粛し、特に午後8時以降の外出自粛を徹底してください。